

報告第2号

豊川市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年5月11日提出

豊川市長 山 脇 実

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、次のとおり専決処分をする。

平成30年3月31日

豊川市長 山 脇 実

豊川市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月31日

豊川市長 山 脇 実

豊川市条例第14号

豊川市市税条例の一部を改正する条例

豊川市市税条例（昭和25年豊川市条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第12条の4の見出しを「（土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の特例に関する用語の意義）」に改め、同条第6号及び第8号中「にあっては」を「には」に改める。

附則第12条の5の見出しを「（平成31年度又は平成32年度における土地の価格の特例）」に改め、同条第1項中「平成28年度分又は平成29年度分」を「平成31年度分又は平成32年度分」に改め、同条第2項中「平成28年度適用土地又は平成28年度類似適用土地」を「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」に、「平成29年度分」を「平成32年度分」に改める。

附則第13条の見出し及び同条第1項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改め、同条第2項及び第3項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「にあっては」を「には」に改め、同条第4項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「当該課税標準額」を「前年度分の固定資産税の課税標準額」に改め、同条第5項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改める。

附則第13条の3の見出しを「（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の課税の特例）」に改め、同条中「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）附則第10条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条第1

項」に、「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改める。

附則第14条（見出しを含む。）中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改める。

附則第17条の2第1項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改め、同条第2項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附則第20条の見出しを「（宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例）」に改め、同条第1項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「第20項」を「第19項」に改め、同条第2項及び第3項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「第20項」を「第19項」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第4項及び第5項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「第20項」を「第19項」に改める。

附則第20条の3（見出しを含む。）中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改める。

附則第21条の見出しを「（農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例）」に改め、同条中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「第20項」を「第19項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の豊川市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

参考資料 豊川市市税条例の一部を改正する条例の説明

条 項	規定事項	説 明
総 括		市税制度の適正化を図るため、固定資産税及び都市計画税の税負担の調整措置を講ずるとともに、所要の規定の整備を行うものである。
附則第 1 2 条の 4	土地に対して課する平成 3 0 年度から平成 3 2 年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の特例に関する用語の意義	規定の整備
附則第 1 2 条の 5 第 1 項 第 2 項	平成 3 1 年度又は平成 3 2 年度における土地の価格の特例	平成 3 1 年度又は平成 3 2 年度の固定資産税に限り、自然的及び社会的条件から見て類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、修正前の価格を課税標準とすることが著しく均衡を失すると認める場合においては、修正前の価格を修正基準によって修正した価格として当該年度分の固定資産税の課税標準とするもの

		とする。
附則第13条 第1項 第2項 第3項 第4項 第5項	宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例	宅地等に対して課する固定資産税の特例について、平成30年度から平成32年度まで現行と同様の措置を講ずるものとする。
附則第13条の3	用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の課税の特例	用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の特例について、平成30年度から平成32年度まで現行と同様の措置を講ずるものとする。
附則第14条	農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例	農地に対して課する固定資産税の特例について、平成30年度から平成32年度まで現行と同様の措置を講ずるものとする。
附則第17条の2	特別土地保有	規定の整備

第 1 項 第 2 項	税の課税の特例	
附則第 20 条 第 1 項 第 2 項 第 3 項 第 4 項 第 5 項	宅地等に対して課する平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の都市計画税の特例	宅地等に対して課する都市計画税の特例について、平成 30 年度から平成 32 年度まで現行と同様の措置を講ずるものとする。
附則第 20 条の 3	用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の都市計画税の課税の特例	用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税の特例について、平成 30 年度から平成 32 年度まで現行と同様の措置を講ずるものとする。
附則第 21 条	農地に対して課する平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の都市計画税の特例	農地に対して課する都市計画税の特例について、平成 30 年度から平成 32 年度まで現行と同様の措置を講ずるものとする。